

今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)

平成22年7月26日

中央教育審議会初等中等教育分科会

〈提言からの抜粋〉

また、学級編制の標準を例えば35人に引き下げる場合を仮定してみると、一学年の児童生徒数が36人の場合、一学級は18人となり、20人未満の小規模な学級が出現することとなる。

学級規模が小さくなりすぎると、児童生徒の社会性の涵養や学び合い等の取組が困難な状況が生じるのではないかと懸念が指摘されており、このような問題意識から、独自の少人数学級を実施している都道府県の一部では、同学年の児童生徒が少数である場合には画一的に学級を分割しないように、弾力的な取り扱いを認めている。

学級編制の標準の引下げに当たっては、上記のような場合に教育的配慮に基づいた柔軟な学級編制を行うことができる仕組みとする必要がある。

「望ましい教育環境の整備」に関して、一定規模の学級を30人から35人程度としているが、これは、中教審委員の小川正人教授による学級編制標準の改善(40人→35人)に係る中教審の提言を受け、考え方を整理した論文を参考にしている。

この中教審提言の中では、学級編制の標準を35人に引下げることによる小規模学級の出現に関して、教育的配慮に基づいた仕組みが必要と述べられていることから、学年単学級の場合についても、教科指導や生徒指導を一体的に取り組む集団(学級)としては、規模が小さくなりすぎない30人から35人程度が適当と考えたところ。

なお、小川教授の論文には、次の内容も記述されている。

生活集団としての学級という意味では、あまり小さくない学級集団が不可欠であるが、教科指導、学力向上の取組には、15～20人程度の少人数の学習集団がより効果的であるため、生徒指導と教科指導を一体的に行う教育活動は30～35人学級をベースとしつつ、重視すべき教科指導については必要に応じた少人数教育(15～20人前後)を適宜組み合わせを進めていくという方向が、日本の学級機能(=生活集団)を重視した教育活動の取組に適合的である。